

# 登録修理業者規則(新規制定)の概要

## 1 改正の趣旨

スマートフォンの急速な普及等に伴い、故障した携帯電話端末の液晶パネル等を交換する等の修理に対するニーズが高まる中で、製造業者等以外の第三者である修理業者が修理や交換を行おうとする場合、技術基準適合性を維持したまま修理可能な範囲を明確化することが望ましいとの提言が「電波有効利用の促進に関する検討会報告書」等においてなされたもの。

このような流れを受け平成26年4月23日付で公布された電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第26号)において、第三者による特別特定無線設備の修理に関する規定が整備されたことを受け、関係する省令を整備するもの。

### ※登録修理業者制度の概要

修理業者が、ディスプレイや操作ボタンなど技術基準適合性を毀損することない修理を行い、その修理の結果、技術基準適合性を維持していることが確認できる場合には、総務大臣の登録を受けることを可能とするもの。

この際、登録修理業者が修理した特定無線設備は、引き続き技術基準への適合性を有していることが確認されていることから、当該無線設備に対し行われていた技術基準適合証明等の表示と同一の表示に限り、当該無線設備に付すことを可能とした。

また、修理に係る責任の所在を明確化し、技術基準に適合するよう修理されたことを利用者が識別できるようにするため、修理に係る表示の義務に係る規定を追加した。

## 2 改正の概要

法律において省令で定めることとされている、登録・変更登録に係る申請・登録の手續に関する事、登録の基準、申請書に添付する書類等について定めるもの。

## 3 施行期日

平成27年4月1日